

# 公益社団法人日本装蹄協会定款

制定 平成24年11月 1日  
改正 平成28年 1月 8日

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本装蹄協会（以下「本会」という。）という。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、理事会の決議を経て従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (目的)

第3条 本会は、馬及び牛のフットケアを推進することにより、健康で能力を十分に発揮できる馬や牛が馬スポーツ及び畜産において利活用され、もって馬スポーツを通じた国民の心身の健全な発達及び国民への畜産物の安定供給に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) フットケアの普及啓蒙
- (2) 認定装蹄師及び認定牛削蹄師の養成
- (3) 認定装蹄師及び認定牛削蹄師の資格認定
- (4) 認定装蹄師及び認定牛削蹄師の技術向上
- (5) その他本会の目的達成上必要な事業

2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

## 第2章 会員

### (会員の種類及び資格)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本会の事業に賛同する団体
- (2) 賛助会員 本会の事業に賛助する団体又は個人
- (3) 名誉会員 装蹄若しくは牛削蹄に関する学術又は装蹄業若しくは牛削蹄業に貢献のあった者で総会の決議において推薦のあった者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第38号。以下「一般法人法」という。）に定める社員とする。

### (入会)

第6条 本会の会員（名誉会員を除く。）になろうとするものは、会長が理事会の決

議を経て別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により入会申込書を提出しようとするものが、前条第1項第1号に掲げるものであるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 定款又はこれに代わるべき規程
  - (2) その他会長が必要と認めた書類
- 3 会長は第1項の承認があったときは、その旨を当該申込みをしたものに通知するものとする。
- 4 名誉会員に推薦された者は、第2項に定める入会申込書等を提出することなく、本人の承諾をもって、会員となる。

#### (脱退)

第7条 会員は、次の事由により本会を脱退する。

- (1) 会員から脱退の申し出があったとき。
  - (2) 次により会員たる資格を喪失したとき。
    - ア 後見開始若しくは保佐開始の審判又は破産宣告を受けたとき。
    - イ 死亡したとき又は団体が解散したとき。
    - ウ 会費を引き続き2年間納入しなかったとき。
    - エ 総正会員の同意があるとき。
  - (3) 除名されたとき。
- 2 前項第1号の申し出は、会長が理事会の決議を経て別に定める脱退届書を会長に提出して行わなければならない。

#### (除名)

第8条 会員が会員たる義務を尽さないとき又はその他除名すべき正当な事由があるときは、会長は総会の決議を経て、これを除名することができる。この場合には、会長は、その総会の開催日の10日前までにその会員に対し書面をもって通知し、総会で弁明する機会を与えるものとする。

- 2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

#### (入会金及び会費)

第9条 会員（名誉会員は除く。）は、入会の際に会員の種類に応じて総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 会員（名誉会員は除く。）は、毎年度、会員の種類に応じて総会で別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 既納の入会金、会費、その他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。
- 4 第1項の入会金及び第2項の会費は本会の事業活動に経常的に生じる費用に充当するものとする。

(届出)

第10条 正会員は、その名称、所在地、代表者の氏名又は定款若しくはこれに代わるべき規程（賛助会員及び名誉会員はその氏名若しくは住所又は名称若しくは所在地）に変更があったときは、遅滞なく会長にその旨を届け出なければならない。

(賛助会員等)

第11条 賛助会員及び名誉会員は、本会が発行する資料等の配布を受けるほか、会長が適当と認める場合には、本会の事業に参加することができる。

2 賛助会員及び名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

### 第3章 総会

(総会の構成)

第12条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法に定める社員総会とする。

(総会の権限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬等の額及びその支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (5) 入会金及び会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金の借入
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部廃止
- (9) 解散並びに公益目的取得財産残額に相当する額及び残余財産の処分
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款に定める事項

(総会の種別及び開催)

第14条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

3 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会において必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の5分の1以上から総会の目的である事項及び招集の理由を示した書面により請求があったとき。

(総会の招集)

第15条 総会は、法令に特別の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 前条第3項第2号の規定による請求があったときは、会長はその請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催の日の2週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、総会において、出席正会員のうちから選出する。

(総会の決議方法)

第17条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席しなければ開くことができない。

2 総会において正会員が行使する議決権の数は、正会員1名につき1個とする。

3 総会においては、第15条第3項の規定によりあらかじめ通知された総会の目的である事項についてのみ決議することができる。

4 総会の決議は、第18条に規定する場合を除き、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

(特別決議事項)

第18条 次の各号に掲げる決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 会員の除名

(4) 監事の解任

(5) 長期借入金の借入れ

(6) その他法令で定められた事項

(理事・監事の選任決議)

第19条 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第17条第4項の決議を行わなければならない。候補者の合計数が、第23条の定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理による決議)

第20条 総会に出席できない正会員は、書面又は代理の正会員をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに本会に到達しないときは、無効と

する。

- 3 第1項の代理の正会員は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により議決権を行使する正会員は、出席者とみなす。

(決議の省略)

第21条 理事又は正会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、正会員の全員がその提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 議長及び出席正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

#### 第4章 役員等

(役員の数及び選任)

第23条 本会に次の役員を置く。

理事 10名以上14名以内

監事 1名又は2名

- 2 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 4 理事のうちから会長1名、副会長2名以内及び常務理事3名以内を理事会の決議によって選定する。
- 5 前項で選定された会長をもって一般法人法第91条第1項第1号に規定する代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。
- 6 監事の選任に関する議案を総会に提出するには、監事の同意を得なければならない。
- 7 理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 8 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、本会の業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の業務を執行する。
- 5 会長及び常務理事は、事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務・権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、会長が総会に提出しようとする議案及び書類を調査しなければならない。この場合において、法令又は定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

#### (役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

#### (役員定数欠の場合)

第27条 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、その職務の対価として、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (責任免除)

第30条 本会は、役員一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、

法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び参与)

第31条 本会に顧問若干名及び参与若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長の諮問にこたえる。
- 3 顧問及び参与は、理事会の決議を得て、会長が委嘱する。
- 4 顧問及び参与の報酬は、無報酬とする。

## 第5章 理事会

(理事会の構成・権限)

第32条 本会に理事会を置き、理事会はすべての理事をもって構成する。

- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
  - (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
  - (2) 規程の制定、変更及び廃止
  - (3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- 3 理事会は、次に掲げる業務執行の決定を理事に委任することができない。
  - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) その他法令で定める事項

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事がこれにあたる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第24条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 認定資格審査会及び専門委員会

(認定資格審査会)

第39条 本会に第4条第1項第3号の事業に関する事項について、会長の諮問に応じて審査等を行う認定資格審査会を置く。

2 認定資格審査会の委員は、理事会の決議を得て、会長が委嘱する。

3 認定資格審査会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(専門委員会)

第40条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員は、理事会の決議を得て、専門的な知識を有する者のうちから会長が委嘱する。

3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資産の管理)

第42条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(経費支弁の方法等)

第43条 本会の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。

(借入金)

第44条 本会は、その事業に要する経費の支弁に当てるため、あらかじめ理事会において定められた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2 本会は、その事業に要する経費の支弁に当てるため、総会の決議を経て、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始前に、会長が次の書類を作成し、理事会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。また、承認を受けた書類については、定時総会に報告するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の書類については、毎事業年度開始前までに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類はその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 前項の書類については、毎事業年度経過後3ヶ月以内に行政庁に提出するものとする。

4 本会は、第1項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

5 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧

に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第5項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 事務局

(事務局及び職員)

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第9章 定款の変更、解散及び残余財産の処分

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の決議により、変更することができる。

- 2 前項の変更を行った場合には、遅滞なく行政庁に届け出るものとする。

(合併等)

第50条 本会は、総会の決議により、他の一般法人法に定める法人との合併、事業の全部又は一部譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出るものとする。

(解散)

第51条 本会は、総会の決議、その他法令で定める事由により解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第52条 本会が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により消滅する場合

(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第53条 本会が清算をする場合において、有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告

(公告の方法)

第54条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款に定めるもののほか、本会の運営上必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、今原照之とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。